

旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した夫婦について、
①住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた事例（同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償）。
②避難慰謝料につき、原発事故直後から平成23年8月までの避難中の家族の別離（単身生活）等を考慮して、夫に月3割の増額、また、同期間中の家族の別離及び祖母の介護を考慮して、妻に月6割の増額が認められた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人らと被申立人とは、次のとおり和解する。

1 和解契約の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、別紙損害表記載各損害項目（同表記載損害発生期間に限る）につき、和解することを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙損害表記載の各損害項目に係る支払金合計1278万2188円の和解金支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、別紙損害表に記載した平成23年3月11日から平成24年6月30日の期間に発生した移動費用、避難滞在費、生活費増加分、被服費、通信費、食費、一時立入移動費、一時立入滞在費、放射線検査関係費、家族帰省費用増加分、給料減額差額及び本件で認められた損害に対する同表記載の弁護士費用につき（当該期間に限り、その遅延損害金を含む）、本和解契約書に定めるもののほか、同申立人と被申立人との間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成25年7月24日

（仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕）

別紙

損害表

【損害発生期間】

平成23年3月11日から平成24年6月30日までの期間における損害

【損害項目】

積極損害	移動費用	申立人X1	1万5000円
		申立人X2	6万8000円
	避難滞在費		10万0000円
	生活費増加	一般生活費用品費	112万3739円
		被服費	43万8121円
		通信費	12万6624円
		食費	16万0000円
		一時立入移動費	6万6000円
		一時立入滞在費	1万6360円
		放射線検査関係費	1万0470円
		家族の帰省費用増加	14万7360円
	逸失利益	給料減額差額	128万9145円
	財物損害	車両関係費	37万3385円
		動産（家財道具）	450万0000円
介護用品		4万7687円	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	申立人X1	172万0000円
		申立人X2	162万0000円
	加算増額分	申立人X1	21万6000円
		申立人X2	37万2000円
損害額合計			1240万9891円
弁護士費用			37万2297円
	支払金合計		1278万2188円

以上